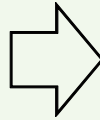


# レセプトの記載方法の変更について(案)

【別添】

## 70歳未満における高額療養費の所得区分の細分化(平成27年1月1日施行)に伴うレセプト「特記事項」欄の記載

平成26年12月診療分以前	
多数回該当以外	
上位所得者	17 上位
一般	18 一般
低所得者(住民税非課税)	19 低所
多数回該当※	
上位所得者	22 多上
一般	23 多一
低所得者(住民税非課税)	24 多低



平成27年1月診療分以降	
多数回該当以外	
標準報酬月額 83万円以上	26 区ア
標準報酬月額 53万～79万円	27 区イ
標準報酬月額 28万～50万円	28 区ウ
標準報酬月額 26万円以下	29 区エ
低所得者(住民税非課税)	30 区オ
多数回該当※	
標準報酬月額 83万円以上	31 多ア
標準報酬月額 53万～79万円	32 多イ
標準報酬月額 28万～50万円	33 多ウ
標準報酬月額 26万円以下	34 多エ
低所得者(住民税非課税)	35 多才

① 今般の改正は、高額療養費について、負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定するもの。

② 前①に伴い、新たに特記事項「26」～「35」を追加。  
 なお、**当該特記事項は、平成27年1月診療分以降に使用**するものとし、平成26年12月診療分以前は従前の特記事項を使用。

※特定疾患治療研究事業等に係る公費負担医療(入院に限る。)の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合。